

2015年度基本協約・協定改訂交渉の集約にあたって

本部は本日9時00分、2015年度基本協約・協定改訂交渉を集約し、会社に妥結を通告しました。今次交渉において本部は、労使関係に関わる基本協約・協定や労働条件の改善や安全対策の強化等、組合員の切実な要求を『申第6号』として8月7日会社に提出しました。その中でも①大津波警報が発せられた場合は新幹線の運転を中止すること ②新幹線の列車火災対策 ③ベースアップの一律配分 ④年休完全取得、休日出勤の解消 ⑤専任社員の労働条件の改善 ⑥環境破壊のリニア中央新幹線建設中止の6項目を重点に交渉を強化してきました。

交渉は、8月19日の第1回団体交渉から「再申し入れ」に基づく団体交渉を含めて9回の団体交渉を開催しました。粘り強く議論をしてきましたが、会社は要求項目に対して「当社における労働条件や福利厚生レベルはすでに高い水準にある」として「現段階で協約を変える考えはない」と回答を繰り返しました。

交渉の中で、会社は大津波対策や車両火災対策について、まさに今起こり得る異常事態に積極的に安全対策を講じようとしませんでした。年休失効、休日出勤についても、協約の解釈について労使の意見が対立し、認識の違いが一層鮮明となりました。また、ベースアップの度に管理者に厚く配分し等級間の格差を広げることがはやめ、一律に配分するよう強く主張しました。さらに、高齢者は気力があっても体力、能力、知力も衰える、専任社員として65歳まで働くことができないような過酷な労働条件を改善するよう強く訴えました。またさらにリニア中央新幹線建設は、自然環境を破壊し、経営を破綻させ、組合員の利益を損なうものであり直ちに建設を中止するよう求めました。

9月15日、会社は第8回団体交渉で最終回答を示しました。回答内容は「協約等の改訂に関する事項」として、①育児休職（小学校）の新設、②時間外労働の免除、時間外労働の制限および深夜業務の制限の適用期間の拡大、③保存休暇の用途拡大、④苦情処理の範囲の追加、⑤基本協約の条文の改訂。「制度等の改正に関する事項」として、①確定拠出年金企業型の導入、②施設優待の見直し、③防寒コート（接客）の見直し、④無期契約社員の休業事由の追加の見直しだけのものでした。本部は持ち帰り検討とし、同日『申第8号』として、重点項目である6項目について「再申し入れ」を行いました。これに基づき9月24日に第9回団体交渉を開催し、最後まで粘り強く会社を追求しました。

9月26日開催された第4回中央執行委員会において、JR東海ユニオンが回答当日に妥結したことから、これ以上の前進を勝ち取ることは困難と判断し、今次交渉について集約することとしました。リニア中央新幹線建設の一方で、東海道新幹線の285km/h運転、仕業検査体制の見直し、解消されない一方的な休日出勤等、労働条件はますます厳しくなるばかりです。これらの効率化を認めることなく会社の強引・傲慢な姿勢を糾し、組合員が安全・安心・健康・ゆとりをもって働ける環境をつくり出すためにさらに闘いを強化します。本部はその最先頭で闘うことを明らかにし、激励をいただいた皆さんに感謝を申し上げます。今次基本協約・協定改訂交渉集約の見解とします。

2015年9月28日
JR東海労働組合中央本部